

健介事第 217 号

令和 3 年 6 月 15 日

指定通所介護事業者

指定地域密着型通所介護・指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業者

法人代表者様 及び 事業所管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について（通知）

日ごろから、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

これまで、本市においては、機能訓練指導員について「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）（平成 25 年 12 月 27 日健介事第 859 号）」及び「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）（平成 25 年 12 月 27 日健介事第 860 号）」にて、サービス提供日ごと、単位ごとに設定されたプログラムにおける機能訓練を行う時間数の配置を求めていましたが、本通知の施行日より、以下のとおり取扱いを変更します。

なお、加算等を別途算定する場合は、各加算の要件に必要な配置を行ってください。

【変更内容】

通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について、サービス提供日ごと、単位ごとの配置は求めませんが、当該事業所の利用者に日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を適切に実施するために必要な日数及び時間数の配置を行ってください。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課 運営支援係

電話：【居宅】045-671-3413

【密着】045-671-3466

FAX：【共通】045-550-3615